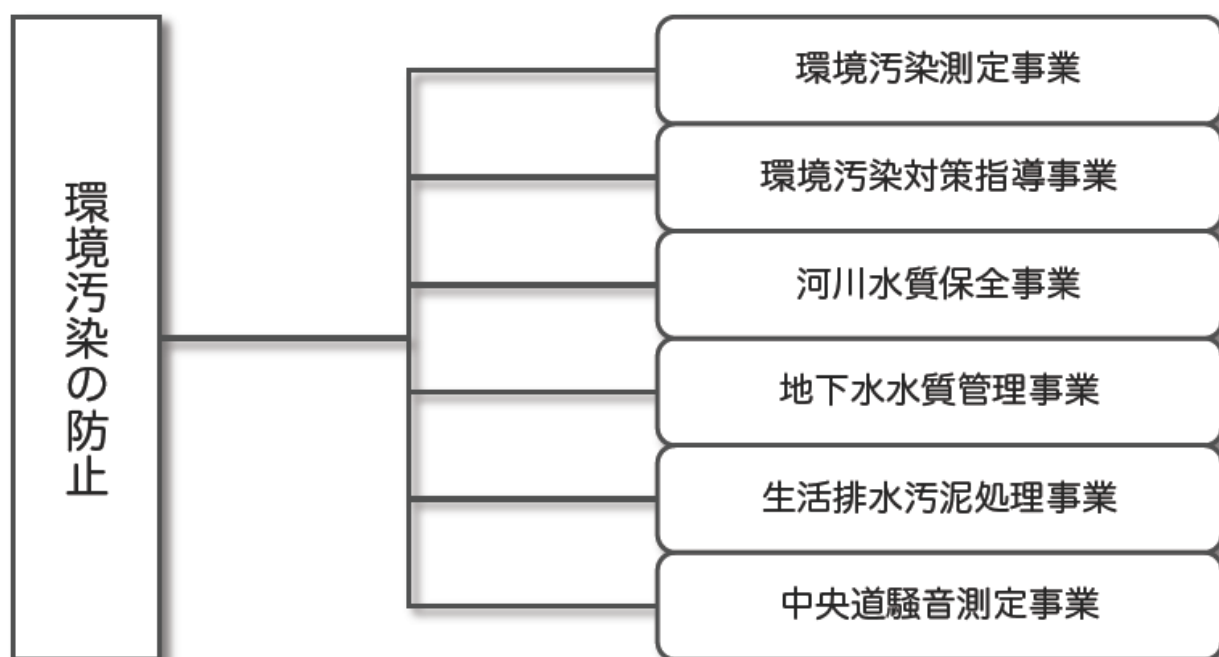


基本施策4 環境汚染の防止

1 施策の柱と事業の構成



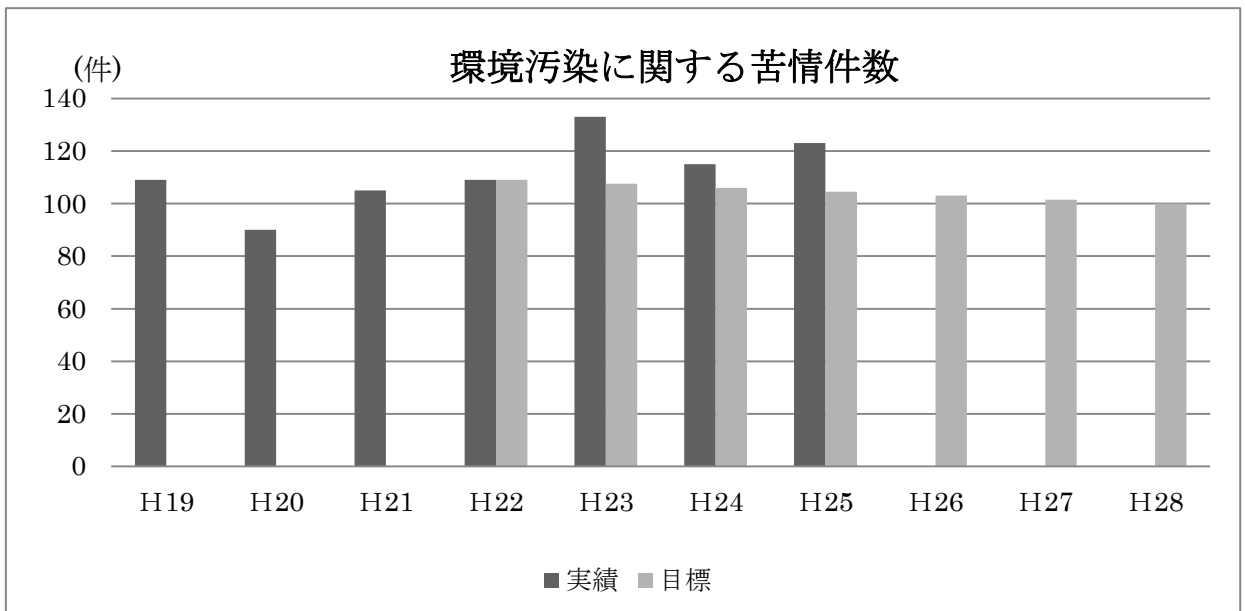
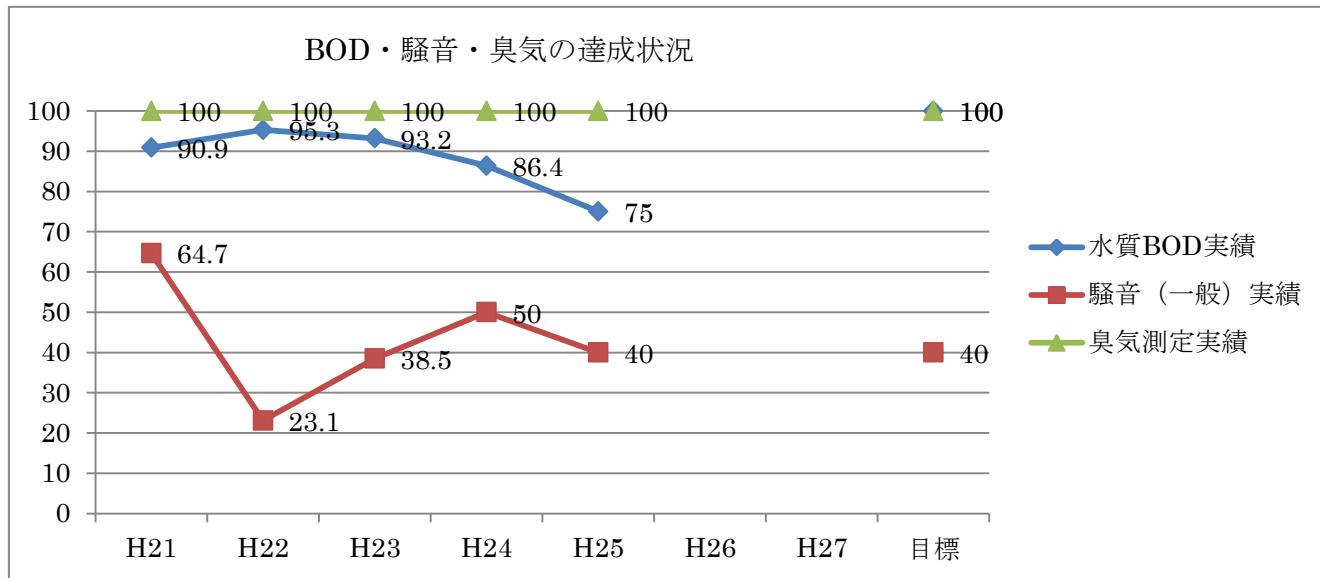
2 施策指標の達成状況

施策指標	単位	H22年度 実績	H25年度 実績	H28年度 目標	達成 状況
水質 BOD の目標達成率	%	95.3	75	100.0	△
騒音(一般)の目標達成率	%	23.1	40	40.0	◎
臭気 の目標達成率	%	100.0	100	100.0	○
環境汚染に関する苦情件数 (その解決率)	件 (%)	121 (100.0)	123 (100.0)	100 (100.0)	△ (○)

達成状況 ◎：目標達成で、改善傾向 ○：目標達成で、横ばい又は悪化傾向

△：目標未達成だが改善傾向 ×：目標未達成で、横ばい又は悪化傾向

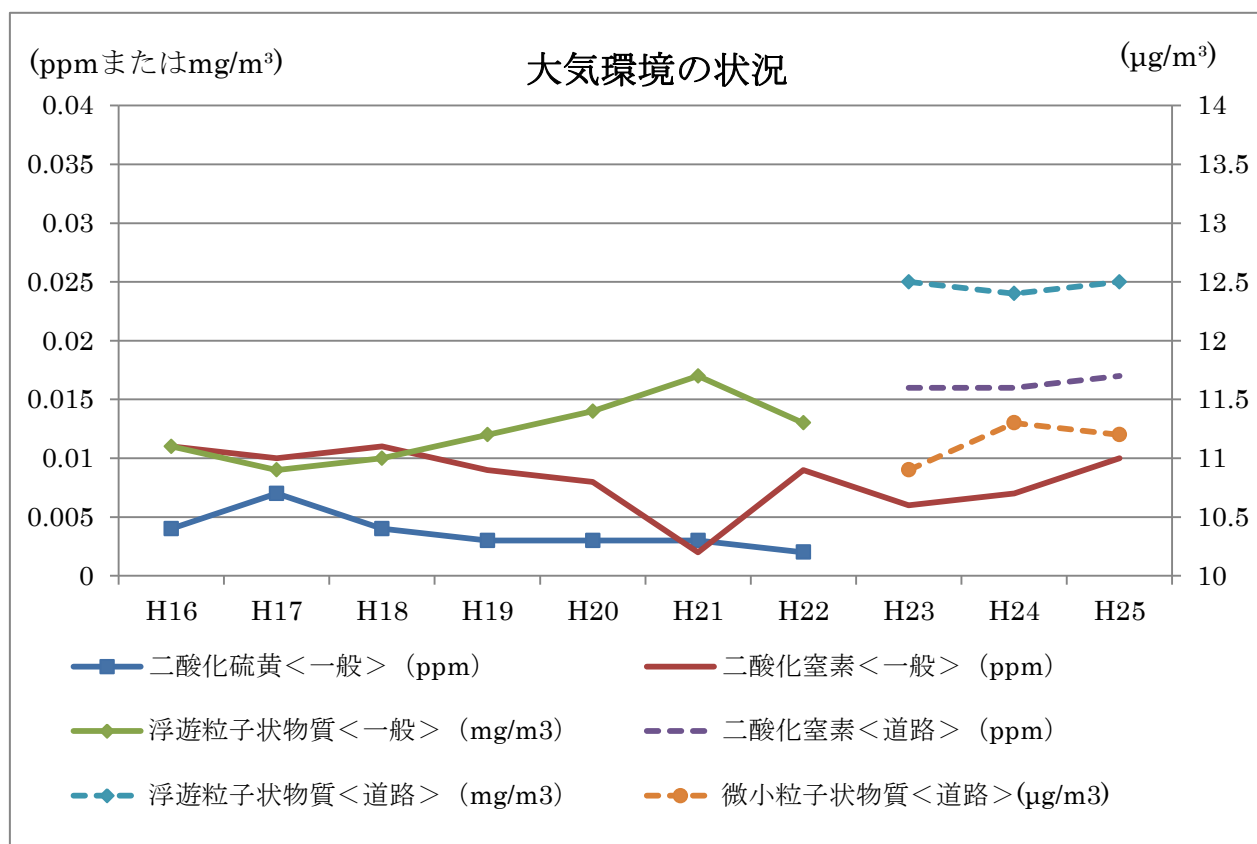
平成 22 年度から、騒音の測定箇所を道路に面する地域に絞り、重点的に監視している。



野外焼却禁止指導、公共用水等水質汚濁対応を主に行っています。
民間同士で処理していただく必要がある苦情が増えています。

3 施策を取り巻く状況の推移

(1) 大気汚染の防止

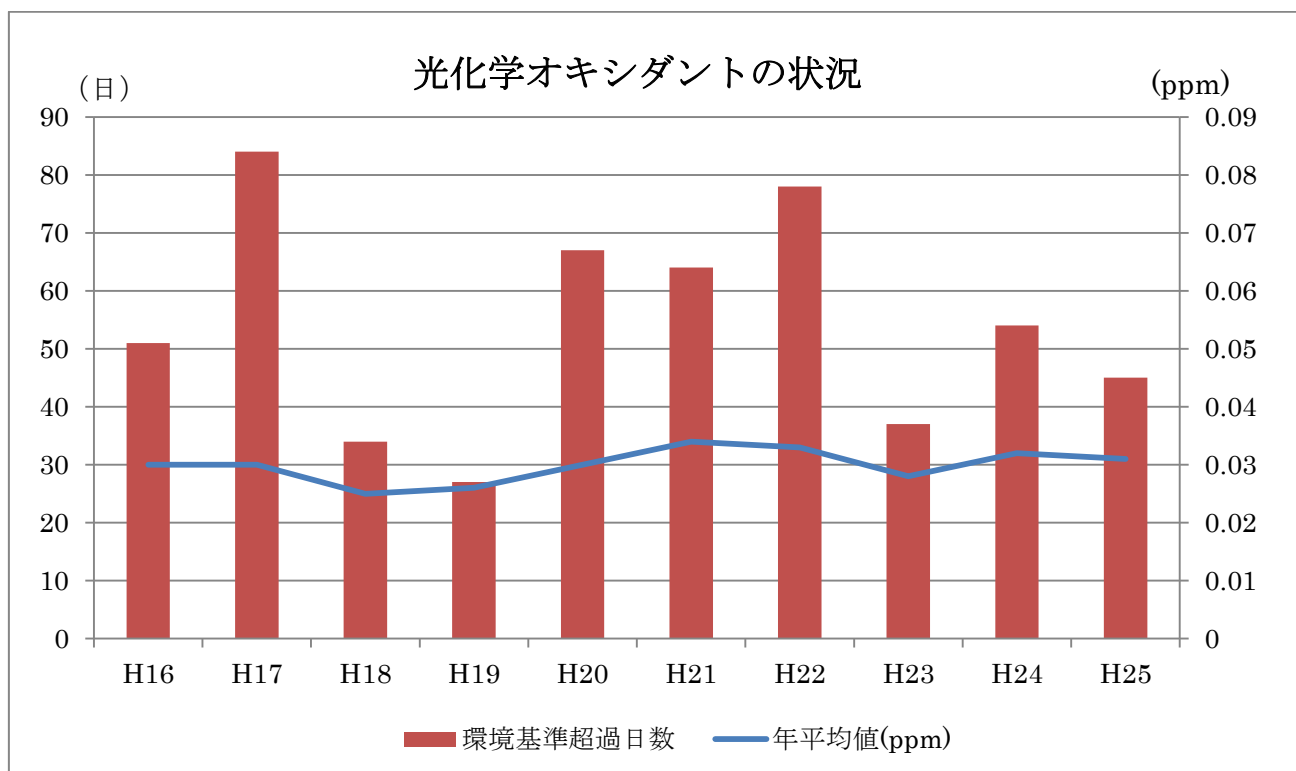


環境基準（1日平均値）：二酸化硫黄 0.04(ppm)、二酸化窒素 0.04(ppm)、浮遊上粒子物質 0.10(mg/m³)

微小粒子状物質<道路> 35(µg/m³)

大気環境の状況は長野県により観測されています。平成23年度以降は、自動車排出ガスによる道路周辺の大気環境の測定が行われています。

概ね環境基準の範囲内であり、横ばいの傾向が続いています。



環境基準（1日平均値）：光化学オキシダント 0.06 (ppm)

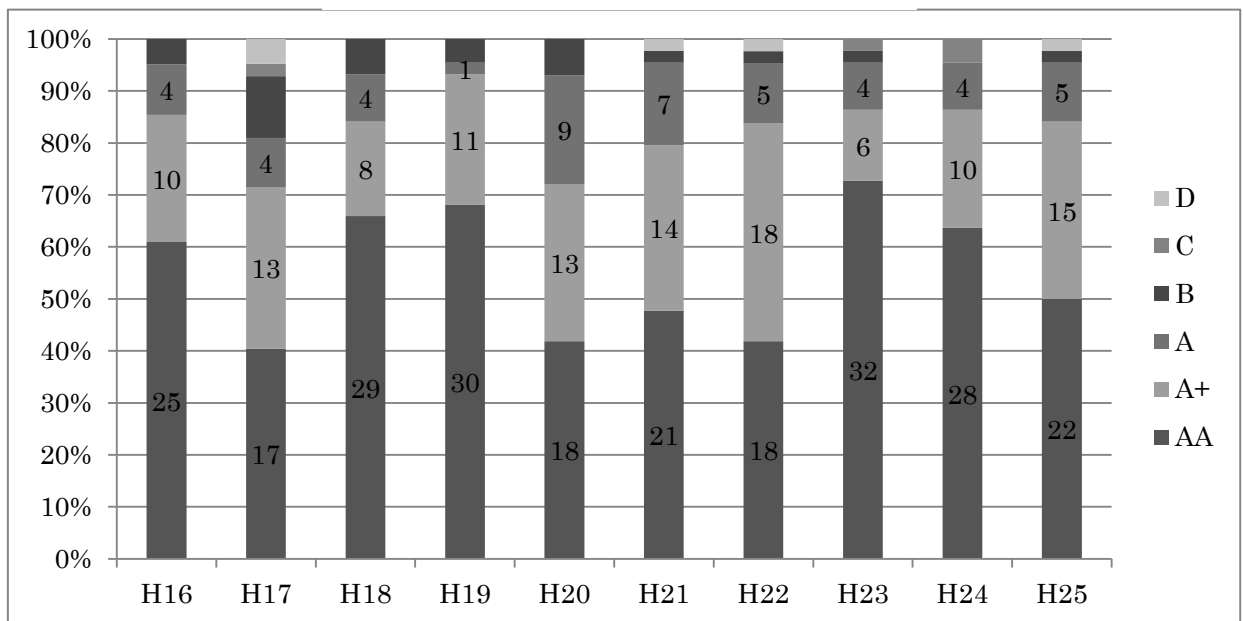
光化学オキシダントは、環境基準を超過した日もありますが注意報を発令する状況にはありません。

(2) 河川水質の維持向上

※水質類型別地点数（松川 4 地点を含む）（※詳細は資料編を参照）

類型	AA	A+	A	B	C	D	計
BOD 値	1.0 以下	1.5 未満	2.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	8.0 以下	
地点数	22 地点	15 地点	5 地点	1 地点	0 地点	1 地点	44 地点

飯田市内の河川 BOD の推移



河川水質は、測定回数の少ない地点も含まれており、年度により上下動があります。平成 25 年度は、水質 A 以上の河川が大半を占め比較的良い水質を保っています。

(3) 騒音の防止

ア 一般地域

環境基準達成状況

達成状況		◎	○	△	×
		直近5回は基準以内	直近5回のうち4回基準以内	直近5回のうち3回基準以内	直近5回のうち基準以内2回以下
計	昼	2地点	2地点	0地点	1地点
	夜	0地点	3地点	0地点	2地点

騒音測定値別地点数(※詳細は資料編を参照)

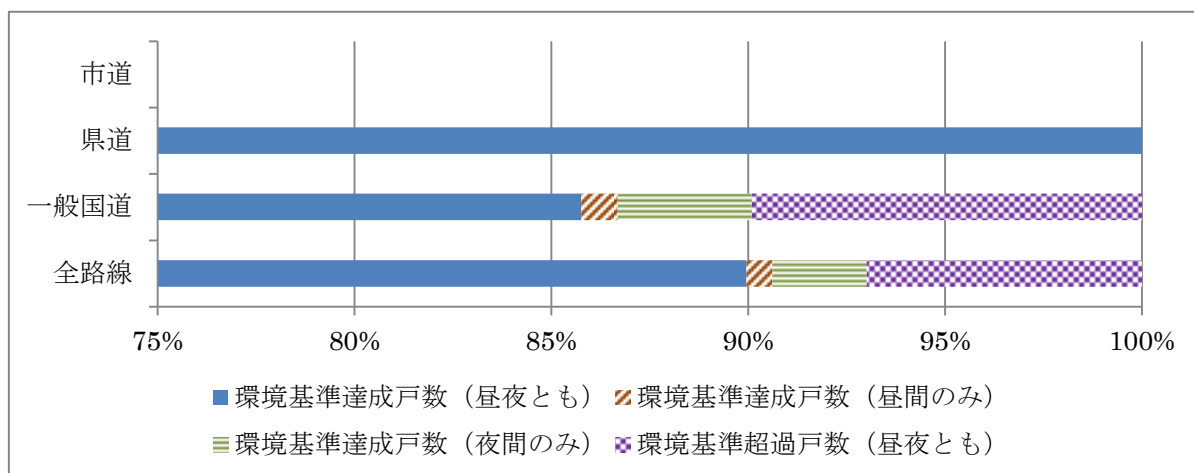
測定値	～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～
昼	0地点	1地点	1地点	2地点	1地点	0地点	0地点
夜	1地点	2地点	2地点	0地点	0地点	0地点	0地点

イ 道路騒音

測定地点	路線名	等価騒音レベル昼間(dB)	等価騒音レベル夜間(dB)	評価対象住居等戸数	環境基準達成戸数(昼夜とも)	環境基準達成戸数(昼間のみ)	環境基準達成戸数(夜間のみ)	環境基準超過戸数(昼夜とも)
飯田市北方3853	国道153号線	72	67	65	36	3	10	16
飯田市北方3852-22	国道153号線	71	64					
飯田市鼎東鼎301-1	国道151号線	68	62	97	96	0	1	0
飯田市鼎東鼎103-3	国道151号線	66	60					
飯田市鼎切石4340-1	国道256号線	71	66	83	68	0	0	15
飯田市鼎切石4336-1	国道256号線	71	67					
飯田市北方	国道153号線	67	59	7	7	0	0	0
飯田市北方	国道153号線	66	60					
飯田市大久保町	国道256号線	68	61	71	70	0	0	1
飯田市大久保町	国道256号線	68	61					
飯田市上郷 黒田	県道15号線	71	62	135	135	0	0	0
飯田市上郷 黒田	県道15号線	72	64					

騒音測定に関しては、交通量の多い交差点周辺での測定を2012年度から5年間の計画で実施しています。その結果、一般国道で、環境基準の超過がみられます。

【道路に面する地域における環境基準の達成状況】



4 各事業の実施状況

事務 事業名	地下水水質管理事業	中央自動車道騒音測定事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>地下水水質管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水(井戸水)の汚染状況の把握 ・定期モニタリング調査を実施 ・井戸水を使用している家庭を対象に水質検査の斡旋 ・上水道、簡易水道の給水が困難な井戸水利用者への検査費用の助成 ・地下水賦存量と水質状況の把握 ・地下水モニタリング調査 	<p>中央自動車道沿線の県内市町村で構成される「中央道環境対策協議会」では、傘下自治体からの騒音等環境被害防止に関する要望を毎年取りまとめており、中日本高速道路(株)に対して改善要望活動を実施しています。</p> <p>騒音被害については、騒音規制法の規定に基づく騒音音量(等価騒音レベル)の基準値が一定の判断基準となっています。</p> <p>協議会では自治体間のバランスや騒音レベルの高い箇所からの順位付けにより、中日本高速道路(株)に対して要望を行っています。</p> <p>この騒音音量を比較する資料としては、測定結果に客観的な信頼性のある環境計量士を要する検査機関のデータが必要です。</p>
実績	<p>地下水水質管理事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下水定期モニタリング調査と公表の実施 (モニタリングか所…座光寺、松尾久井、伊賀良川路、龍江、鼎、上郷) 2 飲用井戸水検査の斡旋 3 上水道、簡易水道の供給困難な井戸水利用者への検査費用の助成 4 地下水調査(賦存量・水質等)調査の実施 5 地下水モニタリング調査 	<p>中央自動車道に関する環境騒音の防止、低減を図るための防音壁設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中央自動車道沿線の各まちづくり委員会からの要望受付 2 要望箇所の騒音測定実施 3 従前からの要望未実現箇所を考慮して要望箇所の整理 4 中央道環境対策協議会へ調査書提出
指標値	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査箇所数 7箇所 2 検査件数 280件 3 補助金交付件数 5件 4 調査件数 1件 5 調査箇所 候補地決定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 要望受付件数 18件 2 件数 18件

決算額	1,229(千円)	788(千円)
-----	-----------	---------

事務 事業名	河川水質保全事業	環境汚染測定事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>河川水質測定及び保全事業</p> <p>①定点観測による河川水質測定の実施</p> <p>②測定検査結果の公表</p> <p>③河川の水質改善対策のために資料提供を行う</p> <p>④市街地河川(松川)の河川浄化に対する地域活動への支援</p> <p>⑤緊急的な水質汚濁の発生等に伴う河川水質測定の実施</p>	<p>環境汚染測定事業</p> <p>定点観測による騒音・悪臭などの実態を把握</p> <p>観測結果を環境レポートで公表</p>
実績	<p>河川水質測定及び保全事業</p> <p>1 河川水質検査(定点観測)実施…延べ 70 河川 78 カ所</p> <p>(1)主要河川…24 河川 (26 箇所 145 項目)</p> <p>(2)一般河川…44 河川 (50 箇所 50 項目)</p> <p>(3)特別河川…2河川 (2箇所4項目)</p> <p>2 松川水環境保全推進協議会の活動支援</p> <p>(1)外来植物の駆除活動</p> <p>(2)松川健康診断(水生昆虫観察会)</p> <p>(3)河川美化活動</p> <p>(4)先進事例視察研修活動</p>	<p>1 環境プランに基づく環境汚染測定</p> <p>(1)騒音測定の実施(主要道路に面する地域 6 カ所)</p> <p>(2)臭気測定の実施(3 カ所)</p> <p>2 自動車騒音常時監視における面的評価</p> <p>3 必要に応じた環境汚染測定の実施</p>
指標値	<p>1 実施項目数 199 件</p> <p>2 活動数 7回</p>	<p>1(1)騒音測定 6 件</p> <p>(2)臭気測定 3 件</p>
決算額	3,089(千円)	2,239(千円)

事務 事業名	環境汚染対策指導事業	生活雑排水汚泥処理事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>環境汚染対策指導事業 実態把握と指導の実施</p> <p>①騒音・悪臭等環境汚染の発生情報把握及び解決を図る</p> <p>②環境汚染の発生予防</p>	<p>生活雑排水汚泥処理事業</p> <p>河川の水質汚濁防止のため、飯田市環境保全条例に基づき、簡易浄化槽の設置及び適正な維持管理の啓発を行いつつ、生活雑排水汚泥の運搬・処分を行う事業</p> <p>市では生活雑排水については処理施設を有していないため、市が事業者へ委託して雑排水汚泥の運搬・処分を行っています。</p> <p>なお、皆水洗化された時点において、簡易浄化槽の生活雑排水汚泥処理事業は廃止になります。</p>
実績	<p>環境汚染対策指導事業</p> <p>1 苦情発生元への対応(改善指導等)</p> <p>2 環境汚染防止の啓発(広報等)</p> <p>3 建築確認申請に関する指導</p> <p>4 屋外堆積場に関する指導</p>	<p>生活雑排水汚泥処理事業</p> <p>1 適正な維持管理の啓発</p> <p>2 汚泥の汲み取り</p> <p>3 汚泥の適正処理</p>
指標値	<p>1 受付件数 173 件</p> <p>2 啓発回数 20 回</p> <p>3 申請件数 115 件</p> <p>4 届出件数 5 件</p>	<p>1 啓発回数 1 回</p> <p>2 汲み取り件数 1,417 件</p> <p>3 汚泥処理量 324 m³</p>
決算額	0(千円)	2,489(千円)